

札幌司法書士会ADRセンター旅費日当支払規程

(手続実施者等の日当)

第1条 札幌司法書士会ADRセンター設置規則(以下「設置規則」という。)第15条第2項及び第22条の規定に基づき、札幌司法書士会ADRセンターが行う紛争解決手続の実施における、手続実施者、センター長、事務長、事件管理者、申込人パートナー司法書士及び相手方パートナー司法書士に対する旅費日当の支払いにつき、以下の基準の通り定める。

(1) 手続実施者に対する日当

一実施期日につき金20,000円。ただし、手続実施者を複数名選任した場合は、主任手続実施者でない者は金10,000円とする。

(2) センター長に対する日当

一事件につき金2,000円。さらに、実施期日において手続実施者の指定した場所で待機した場合は、一実施期日につき金5,000円を加える。

(3) 事務長に対する日当

一事件につき金20,000円。ただし、札幌司法書士会ADRセンター手続実施規程(以下「実施規程」という。)第17条第2項により不受理の決定がなされたときは金2,000円とし、紛争解決手続開始後、応諾書が提出されずに終了した場合は金8,000円とする。

上記にかかわらず、事件管理者を選任した場合は、一事件につき金2,000円とする。なお、実施期日において手続実施者の指定した場所で待機した場合は、上記各日当に、一実施期日につき金5,000円を加える。

(4) 事件管理者に対する日当

一事件につき金20,000円。ただし、実施規程第17条第2項により不受理の決定がなされたときは金2,000円とし、紛争解決手続開始後、応諾書が提出されずに終了した場合は金8,000円とする。さらに、事件管理のため、実施期日において手続実施者の指定した場所で待機した場合は、一実施期日につき金5,000円を加える。ただし、事件管理者を複数名選任した場合は、主任事件管理者でない者は主任事件管理者の日当の半額とする。

(5) 申込人パートナー司法書士に対する日当

一事件につき金20,000円。ただし、札幌司法書士会ADRセンター運営規程(以下「運営規程」という。)第22条第3項に基づく聴取説明(以下、「申込人面談等」という。)を行ったが申込書の提出に至らなかった場合は金8,000円とし、申

込人面談等に至らなかった場合は支払わない。さらに、実施期日において手続実施者の指定した場所で待機した場合は、一実施期日につき金5,000円を加える。

(6) 相手方パートナー司法書士に対する日当

一事件につき金20,000円。ただし、運営規程第22条第5項に基づく聴取説明（以下、「相手方面談等」という。）を行ったが応諾書の提出に至らなかった場合は金8,000円とし、相手方面談等に至らなかった場合は支払わない。さらに、実施期日において手続実施者の指定した場所で待機した場合は、一実施期日につき金5,000円を加える。

2 当事者の一方あるいは双方が多数である事件、本人確認のために長時間を要する事件、相談場所や期日の実施場所が遠方である事件、その他通常の事件と比較して負担が大きいと認められる事件については、運営委員会の決議によって、一事件あたり金20,000円を上限として前項各号に定める日当に追加して支払うことができるものとする。

3 旅費の支給については、本会旅費規程の定めるところによる。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、札幌司法書士会ADRセンター設置規則、札幌司法書士会ADRセンター運営規程、札幌司法書士会ADRセンター手続実施規程及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）において使用する用語の例による。

(規程の改廃)

第3条 この規程を改正し又は廃止するときは、理事会の議決を経なければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条の認証を取得した日（平成23年6月29日）から施行する。

第2条 この規程は平成25年7月10日から施行する。

第3条 この規程は平成31年4月1日から施行する。